

## 報告第4号

### 長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年鳥取県条例第12号）第3条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

平成30年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	東京本部	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	196,992	平成30年9月1日 ～平成34年8月31日	鳥取県東京本部
2	高等学校課	物品 保守	マーカーシートリーダー	4台	米子市両三柳2864番地16 株式会社ケイズ	3,434,400	平成30年11月1日 ～平成35年10月31日	鳥取県立青谷高等学校 他3所属
3	青谷高等学校	物品 保守	デスクトップパソコン プリンター スキャナー	2台 2台 1台	鳥取市岩吉166番地2 株式会社ソルコム 鳥取支店	2,592,000	平成30年11月1日 ～平成35年10月31日	鳥取県立青谷高等学校